

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社安川電機
代表者名 代表取締役社長 小笠原 浩
(コード:6506、東証第1部、福証)
問合せ先 広報・IR 部長 林田 歩
(TEL. 03-5402-4564)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年1月23日付で公表しました「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、本日開催の取締役会において、平成29年6月15日開催予定の第101回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までとしておりますが、経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を目的に、海外連結子会社を含むグループ全体として決算期を2月末日に統一いたします。これにともない、現行定款第34条（事業年度）および第36条（剰余金の配当の基準日）を変更するものです。
- (2) 決算期変更の経過年度となる第102期事業年度は、平成29年3月21日から平成30年2月28日までの決算となるため、経過措置として附則を設けることといたします。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日
平成29年6月15日
- (2) 定款変更の効力発生予定日
平成29年6月15日

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第33条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会社の事業年度は、毎年<u>3月21日</u>から翌年<u>3月20日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 本会社の剰余金の配当の基準日は、毎年<u>3月20日</u>および毎年<u>9月20日</u>とする。</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 本会社の剰余金の配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>および毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第34条の規定にかかわらず第102期事業年度は、2017年3月21日から2018年2月末日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第36条の規定にかかわらず、第102期事業年度の中間配当の基準日は、2017年9月20日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの各規定は、2018年2月末日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

以上